

令和5年

行方市農業委員会

第2回総会会議録

(令和5年2月27日)

令和5年2月27日 行方市農業委員会第2回総会を北浦公民館において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

| | |
|--------|---|
| 議案第 8号 | 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第 9号 | 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について |
| 議案第10号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について |
| 議案第11号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| 議案第12号 | 現況証明願について |
| 議案第13号 | 農地振興地域整備計画の変更に係る意見決定について |
| 議案第14号 | 令和5年度行方市農業労賃及び賃借料情報について |
| 議案第15号 | 行方市農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 議案第16号 | 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について |
| 議案第17号 | 行方市農業委員会個人情報保護条例施行規程の廃止について |
| 議案第18号 | 農地法第3条第2項第5項の規定による下限面積（別段面積）の廃止について |
| 報告第 8号 | 農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について |
| 報告第 9号 | 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について |
| 報告第10号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告第11号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について |
| 報告第12号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 報告第13号 | 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について |

2 本日の出席委員

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 矢 幡 幹 守 | 2番 谷田川 栄 | 3番 近 藤 芳 子 |
| 4番 茂 木 孝 | 5番 橋 本 清 | 6番 平 塚 実 |
| 7番 横 瀬 忠 美 | 8番 古 渡 武 文 | 9番 内 藤 宏 一 |
| 10番 本 澤 政 雄 | 11番 風 間 啓 次 | 12番 根 本 正 義 |
| 13番 小 沼 正 二 | 14番 大久保 正 一 | 15番 郡 司 正 彦 |
| 16番 椎 名 勇 | 17番 高 塚 利 英 | 18番 根 崎 和 枝 |
| 19番 清 水 量 | | |

本日の出席推進委員

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1番 深 澤 泉 | 2番 平 山 正 | 3番 内 山 市 也 |
| 4番 宮 内 正 美 | 5番 箕 輪 澄 子 | 6番 森 山 正 一 |
| 7番 石 間 信 一 | 8番 日 下 正 之 | 9番 吉 田 正 弘 |
| 10番 大 原 富 士 男 | 11番 横 田 俊 信 | 12番 鈴 木 喜 昭 |
| 13番 野 原 賢 一 | 14番 川 島 隆 道 | 15番 石 田 充 春 |
| 16番 関 口 順 一 | | |

3 本日の欠席委員

本日の欠席委員 なし
本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

事務局

それでは皆様おそろいになりましたので、ただいまより令和5年行方市農業委員会第2回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶。

高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

それでは、総会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

桃の節句もあと5日後に控え、春が日増しに近づいているように思います。新型コロナウイルスも感染者が減少しているようで、このまま落ち着いてくれればなと思います。また、先日はお忙しい中、各地区農地パトロール、16日の行方地域もうかる農業推進研修会、案件調査等、大変ご苦労さまでした。本日は農地利用最適化推進委員の皆様のお出席をいただき開催となりますので、よろしくお願いをいたします。簡単ですが、挨拶に代えます。

事務局

ありがとうございました。

(経過報告)

事務局

それでは、続きまして日程第3、経過報告。

2月行事経過報告により説明をさせていただきます。

2月2日、茨城農業委員会女性協議会、県内現地研修会、こちらにつきましては、古河市の森ファームサービスにおきまして、近藤委員、根崎委員、事務局出席のもと、講演、現地視察、情報交換会を行いました。

続きまして、2月6日、7日、8日と、農地パトロール、こちらにつきましては、各地区転用許可後の実施状況調査ということで、皆さん方に農地パトロールを行っていただきました。

続きまして、2月7日、行方市農業再生協議会臨時総会、こちらにつきましては、令和5年度米の生産目標数値の設定についてほかを協議していただき、小沼農政部会長、高塚会長にご出席をいただきました。

続きまして、2月11日、新規参入研修会ということで、アグリジョブセミナー、こちらにつきましては、北浦庁舎のウェブ会議で、高塚会長、橋本委員、石間推進委員、関口推進委員、事務局のほうで出席をいたしました。

2月16日、常設審議委員会でございます。こちらにつきましては、清水委員のお席のもと、諮問案件の審査を行っていただきました。

2月16日、令和4年度鹿行地域儲かる農業推進研修会、こちらにつきましてはレ

イクエコーにおきまして、農業委員10名、推進委員10名、事務局出席のもと講演並びに情報提供が行われました。

2月21日、農業振興地域整備促進協議会、こちらにつきましては、農用地区域からの除外申出について、協議を行いまして、高塚会長、事務局のほうで出席をいたしました。

2月27日、本日でございます。第2回総会となっております。以上でございます。

(議長の選出)

事務局

それでは、続きまして日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長

それでは、ただいまの出席委員は19名、欠席はありませんので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長

本日の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。(全員一致)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(議事録署名人の選出)

議長

会議録署名人を議長において次のように指名いたします。

1番矢幡幹守委員 2番谷田川栄委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議案の審議)

議長

それでは、議案の審議に入ります。

(議案第8号)

議長

議案第8号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局

議案第8号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について。下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

案件につきましては、第1項から第15項までとなっております。事務局説明につ

きましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。
なお、第1項から第15項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 それでは、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、小沼です。1項と2項は関連があるので、一括で報告します。
この調査では、太田、麻生地区4人で調査をしてまいりました。

1項、2項の譲受人は、行方市富田、71歳、農業の男性の方。1項の譲渡人は、行方市粗毛、72歳の農業の男性の方、2項の譲渡人は行方市麻生、71歳の農業の男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大のため、区分は売買による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて104,827㎡、水稻、ジャガイモ、年間260日、家から1.5km、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、平塚です。第3項の調査報告をします。この調査には、橋本委員と、宮内、内山両推進委員のご協力をいただきました。

譲受人は市内小牧在住、50代の専業農家です。譲渡人は公益財団法人茨城県農林振興公社です。申請事由は議案書のとおり、農業経営の規模拡大で中間管理機構を介した売買による所有権移転です。当該申請地は行方市小牧で県道185号線から東に500mほど向かった土地改良区内の田で、新宮との境目です。受人は以前からこの田を耕作しており、元地権者から売却の相談を受けておりました。受人の条件を考慮し、中間管理機構を介するよう話を持ちかけました。受人は両親と3名で水稻、レンコン、その他露地野菜を栽培しています。取得後の経営面積は田畑合わせて65,243㎡です。通作距離は自宅の目の前で、70~80mです。受人は農機等もそろっており、必要書類も添付され、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果は、書類等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、平塚です。第4項の調査報告をします。この調査には、橋本委員と、宮内、内山両推進委員のご協力をいただきました。

譲受人は市内四鹿在住、40代の専業農家です。渡人は受人と同居の70代の専業農家です。申請事由は議案書のとおり、経営移譲による所有権移転です。当該申請地は行方市四鹿で県道水戸銚田佐原線の四鹿坂下から西に1kmほど向かった辺りです。受人と渡人は同居の親子で、渡人から生前贈与の申出がありました。受人と渡人夫婦3名で、水稻、セリその他露地野菜を栽培しているようです。取得後の経営面積は田畑合わせて20,825㎡です。通作距離は自宅の目の前と、遠い畑でも車で2～3分ほどです。受人は農器具等もそろっており、必要書類も添付され、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

5 番 5番、橋本です。5項、6項については、関連がありますので、一括で報告させていただきます。なお、この議案については、平塚、内山、宮内委員の協力の下、調査してまいりました。

申請人は市内青沼在住の70歳の男性と80歳の男性です。申請事由は農業経営の安定、区分は交換による所有権の移転です。両者とも、機械、従事日数とも問題がないものとして調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第7項の調査について報告いたします。調査は高塚会長と、野原推進委員が行いました。代わって報告いたします。

譲受人は市内手賀在住40代の農業兼自営業の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住70代の農業の男性の方です。申請事由は農業経営の移譲になります。お2人の関係は、同居の親子で区分は贈与です。譲渡人は高齢となったため、農業経営を息子である譲受人に譲ることにしたそうです。譲受人も自営の傍ら、農業を継いでいくそうです。主に、水稻、露地野菜で通作距離も600mぐらい。従事日数も160日、調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

| | | |
|--------|-------------|--|
| 全 議 | 員 長 | 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 1 | 長 5 番 | 次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。 第8項の調査報告いたします。この案件については、鈴木推進委員にご協力いただきました。 譲受人、69才で行方市藤井に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など191a営農しております。譲渡人は88才、行方市八木蒔に在住し、無職の方です。お2人の関係は親戚になります。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は贈与による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものとして調査してまいりました皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 議 | 員 長 | 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 1 | 長 2 番 | 次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。 12番、根本です。第9項について、調査報告をいたします。 なお、本件は大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員とともに調査してまいりました。 第9項、土地は市内手賀地区の畑、2筆、合計12,963㎡です。譲受人は市内行戸在住45歳の農業の男性の方、譲渡人は市内手賀地区在住、自営業、63歳の男性です。申請事由は経営の規模拡大で、区分は所有権の移転であります。譲受人は、本人夫婦、両親のほか、実習生6人で甘藷、ゴボウ、ジャガイモ等、田畑合わせて16.7ha経営しており、今回の案件の畑も直近まで賃貸借していたものです。調査の結果、許可することに何の問題もないと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 議 | 員 長 | 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 1 | 長 8 番 | 次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。 18番、根崎です。第10項の調査報告をします。 この案件は、風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と調査してきました。 譲受人は市内玉造乙在住、42歳の男性です。ご夫婦、両親と実習生と酪農を営んでいます。畑は14haに飼料用トウモロコシを作付けしています。譲渡人は公益財団法人茨城県農林振興公社代表の男性です。経営の規模拡大を図るために所有権移転で何の問題もなく、調査してきました。皆様のご審議、よろしくお願いま |

| | | |
|---|----|---|
| | | す。以上。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 8番 | 18番、根崎です。第11項の調査報告をします。 この案件も、風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と調査してきました。譲受人は市内捻木在住、71歳大規模農家の男性です。ご夫婦、お子さんと水稻、露地野菜を42ha経営しています。譲渡人は公益財団法人茨城県農林振興公社代表の男性です。経営の規模拡大を図るための所有権移転で何の問題もないものと調査してきました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。以上。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 4番 | 14番、大久保です。12項について調査報告をします。 この案件は根本委員、日下、吉田両推進委員の協力を得て行いました。譲受人の方は、市内小幡在住、55歳の男性の方、譲渡人の方は、市内山田在住の無職の方です。受人と両親で水稻、チンゲンサイ等を栽培している専業農家の方です。申請事由は記載のとおり、農業経営の拡大、充実のためで、区分は売買による所有権移転であります。従事日数も350日と要件を満たしており、また、必要書類も整っており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 6番 | 16番、椎名です。第13項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は行方市小高在住、67歳、農業兼会社員の男性です。渡人は行方市小高在住、64歳、会社員の男性です。申請事由は農業経営の拡大、充実のためです。区分は贈与による所有権の移転です。権利取得後の経営面積は、21,399㎡となります。土地までの距離は300m、1分です。農機具等もそろっており、許可相 |

| | | |
|---|---|--|
| | | 当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 3 | 番 | 3番、近藤でございます。14項について調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。 受人は東京都中央区在住の56歳の会社員の男性です。醸造用ブドウを36,822㎡作付けしております。渡人は行方市在住の男性です。申請事由は農業経営規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転でございます。この案件は昨年10月の委員会において、賃貸借権設定を許可された件で、その後、渡人から買ってほしいとの話があり、今回の売買に至りました。農業従事日数も210日以上、農機具等もそろっております。今回、権利を設定しようとする土地は行方市両宿にある実家から1kmのところ、車で6分ほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、15項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することができないとされており、よって関係委員の退出を求め、その間、暫時休憩といたします。 |
| | | (休憩) 午後 3時22分～午後 3時22分 |
| 議 | 長 | 再開いたします。 |
| 1 | 4 | 調査員より調査の報告を求めます。 14番、大久保です。15項について調査報告します。 この案件は、根本委員、日下、吉田両推進委員の協力を得て行いました。 譲受人の方は、市内小幡在住の55歳の男性の方、譲渡人の方は、市内行方在住の61歳の土業兼農業の方です。受人の方は父親と水稻、果樹栽培をしている専業農家の方です。申請理由は記載のとおり、農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転であります。常時従事日数も330日と要件を満たしており、また、必要書類も整っており、何の問題もなく、許可相当と調査 |

してまいりました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、15項は原案のとおりを可決いたします。
ここで、関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。

(休憩) 午後 3時24分～午後 3時24分

(議案第9号)

議長 それでは、再開いたします。
議案第9号農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について。下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。
案件につきましては、第1項からのみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議長 16番 それでは、1項の調査委員より、調査の報告を求めます。
16番 16番、椎名です。第1項の調査報告をします。
調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。
申請人は、行方市南在住、88歳、無職の男性です。平成2年に農機具を保管するために申請地に農業用倉庫を建築してしまったそうです。今回、違反転用の是正をしたいとのことでした。始末書の添付もあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、始末書等添えられており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

(議案第10号)

議長 次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について。下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。
案件につきましては、第1項から第4項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

9 番 1項の調査委員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、内藤です。第1項の調査報告をいたします。

この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんの協力の下に調査をまいりました。

譲受人の方は、東京都渋谷区に事務所を有する法人で、隣接する旅館の経営者です。譲渡人の方は、市内浜に在住する73歳農業の男性です。申請事由につきましては、ドックランの整備、区分については、売買の所有権移転です。この申請については、令和4年の12月、農業振興地域整備計画変更をされたものです。譲受人は旅館経営の中で、顧客ニーズにより、ペットとの宿泊できる旅館を目指したいということから、附帯設備として、隣接地にドックランの必要性があるということです。必要書類としては、事業計画書、資金計画書等も整っております。調査結果、許可相当と調査をまいりました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、書類等も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、椎名です。第2項の調査報告をします。

調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。

受人は、鹿嶋市在住、36歳、会社員の男性です。渡人は、行方市南在住、88歳、無職の男性です。2人の関係は、孫と祖父になります。子どもの成長に伴って、前借家が手狭になったため、できるだけ早く自己住宅を建築したいと祖父に相談したところ、実家の隣接地での建築の承諾が得られたとのことでした。周辺農地への影響もなく、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項、4項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、内藤です。それでは、第3項、4項につきましては、関連がありますので、一括で調査報告いたします。

この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんの協

力の下、調査をしてまいりました。

第3項、第4項とも、譲受人の方は、埼玉県春日部市に在住する合同会社代表会社員の男性です。第3項の譲渡人の方は、市内羽生に在住する80歳の男性です。第4項の譲渡人の方も、市内羽生に在住する83才の男性です。申請事由につきましては、3項、4項とも、太陽光発電設備で、区分については地上権の設定でございます。第3項は3,369㎡、第4項は1,308㎡の畑でございますけれども、合わせて4,677㎡と山林、原野をあわせて28,200㎡に3,360枚のパネルを設置計画ということでございます。現場は国道355号線羽生郵便局から、北に400m入ったところでございます。3項、4項とも休耕地となっております。

土地利用計画書、資金計画書も問題なく、調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご意見をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、必要書類等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり許可相当として常設審議委員会に諮問いたします。

(議案第11号)

議長 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について。下記のとおり承認申請があったので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 高塚利英。

案件につきましては、第1項から第7項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議長 それでは、1項から7項まで関連がありますので、一括審議といたします。調査員より、調査の報告を求めます。

8 番 8番、古渡です。第1項から第7項まで関連があるため、一括に調査報告をいたします。

この案件には、郡司委員に同行していただきました。この案件は、2年前に出したのですが、工事が遅れているため、更新したいそうです。譲受人は、行方市玉造甲に住む建設業をしている73歳の男性です。第1項の渡人は同市八木蒔に住む女性の方です。第2項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。第3項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。第4項の渡人は同市八木蒔に住む女性の方です。第5項の渡人は同市に住む相続人代表の方です。第6項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。第7項の渡人は同市八木蒔に住む男性の方です。

申請理由は土採取搬出入路で、一時転用になります。区分は賃貸借でございます。場所は玉造ゴルフクラブ捻木コースから西へ1kmぐらい行ったところになります。

必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項から7項は原案のとおり可決いたします。

（議案第12号）

議 長 議案第12号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明を願ひます。

事 務 局 議案第12号 現況証明願について。下記のとおり証明願があったので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1 3 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。
13番、小沼です。1項の調査報告をします。
この調査には、麻生地区、太田地区4人で調査をしてまいりました。
申請人は、行方市麻生、67歳の女性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明、現地を確認してまいりましたが、昭和50年頃、倉庫として建築し、47年間宅地として利用していたということです。復元するのは困難な状況です。場所は麻生、羽黒山公園の北西付近になります。証明願の発行に何ら問題はないと調査をしてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、証明願発行妥当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第2項の調査報告をいたします。
この案件については、高塚会長とともに、調査してまいりました。
申請人は66歳、行方市井上に在住し、会社員の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は西蓮寺の寺より東に300mぐらいのところになります。昭和63年の頃から耕作しておらず、現在は原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいります。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は、非農地証明、問題ないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

| | | |
|-------------|----------------------------|--|
| 全 議 | 員 長 | 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。 |
| 議 1 5 | 長 番 | 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第3項について、調査報告いたします。 調査は高塚会長と私、郡司が行いました。代わって報告いたします。 申請人は市内手賀在住、70代の無職の男性の方です。申請事由については地目変更登記のための非農地証明願となります。親の代、昭和40年の頃より、宅地として利用してきた敷地内に、今回、農地として田1.51㎡、畑6.92㎡が残っていることが判明したため、地目変更登記をしたいということです。50年以上経過しておりまして、現況証明願に非農地の交付はやむを得ないものと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、非農地証明発行やむを得ないということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 議 | 員 長 | 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。 |
| 議 4 | 長 番 | 次に、4項、5項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。 4番、茂木です。4項、5項は関連がございますので、一括で報告させていただきます。 この案件については、横瀬委員、石間推進委員の下に調査してまいりました。 申請人は60歳、行方市繁昌に在住、代表役員をしています。申請事由については、地目変更登記のため、非農地証明の交付になります。場所は繁昌、リヒトハウスから西へ200m右側の奥になります。50年前から、田357㎡、もう1筆、田41㎡を耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、非農地証明、交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 議 | 員 長 | 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項、5項は証明書を交付することに決定をいたします。 |
| 議 | 長 | (議案第13号) 議案第13号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。 |
| 事 務 局 | 議 案 第 1 3 号 | 議案第13号 行方市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について。別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 別紙、資料1をご覧いただきたいと思います。 |

令和5年2月6日付で行方市長より農業委員長宛てに農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。

今回は、8件申請がありましたが、4番につきましては、青沼地内及び石神地内の太陽光事業につきましては取下げとなっております。

事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、谷田川です。第1項の調査報告をいたします。この調査は、麻生、太田両地区、4名で調査してまいりました。

申出者は市内石神在住、建設業の男性です。変更区分は除外です。目的は資材置場及び駐車場に使用するためです。面積5,838㎡のうち、550.36㎡です。場所はJAライスセンターから西に600mほどのところになります。一時転用により許可を得ていましたが、今後も使用したく恒久転用の許可申請をした次第です。調査の結果、この申請地を農振除外することについて、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は農用地から除外することに異議のないものと決定をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、小沼です。2項の調査報告をします。この調査には、麻生、太田、4人で調査してまいりました。

申請人は行方市麻生、リース会社の法人の方です。当社は平成元年に土木建設機械のレンタル事業を開始しました。昨今の土木用建設機械需要の増大に伴い、置き場の受皿を探しておりましたが、反対側に土地所有者の承認を得られて、農振除外の変更をし、資材置き場や建築機械の駐車場にしたいということです。場所はラーメン蔵太鼓付近になります。3筆で4,660㎡、隣接農地の同意書もあり、その他関係書類も取っており、調査の結果、今回の申請地を農振除外にすることについて、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は、農振除外すること、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

| | |
|-------|---|
| 1 0 番 | 10番、本澤です。第3項の調査結果について報告をいたします。 |
| 議 | <p>なお、この調査には清水、近藤両委員さん、そして、横田、大原両推進委員さんの協力の下、調査をしてみました。</p> <p>申出人は市内小貫在住、建設・コンクリート製造販売業を営む男性です。変更の目的としては、事業拡大に伴い、資材置場が手狭になり、隣接する畑9,593㎡のうち、1,045㎡を農業振興地域から除外して、土地の所有者であります祖父との間で使用貸借をしたいとのことでした。場所的には玉造工業高校から北東へ100mぐらいのところにあります。必要な関係書類も添付され、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| 全議 | <p>長 調査の結果は、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、3項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。</p> |
| 議 | <p>長 次に、4項は取下げられました。</p> |
| 議 | <p>長 次に、5項、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。</p> |
| 1 2 番 | 12番、根本です。第5項、6項、7項は、関連がありますので、続けて報告いたします。 |
| 議 | <p>なお、本件は大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査をしてみました。</p> <p>5項、申請人は市内行戸に在住、38歳、会社員の男性です。両親と、子ども、合わせて5人で同居していましたが、子どもの成長に伴い、同敷地内に、新居の建築を計画したのですが、その際、接道からの進入路として父親名義の農地の一部、3.52㎡を農振除外として申請したものでございます。</p> <p>6項、申請人は、市内行戸在住、68歳、農業兼会社員の男性です。5項の父親になります。土地は接道から自宅への進入路として農機具置場とともに、昭和50年頃に拡幅してしまったものです。面積は畑1,723㎡のうち、281.4㎡で、</p> <p>7項、申請人は、6項の方と同じ68歳、農業兼会社員の男性です。土地は1,580㎡のうち、28.65㎡で、既存家屋の裏手に浄化槽等を敷設してしまったので、その部分の敷地拡張の違反転用の是正のための除外申請です。本人も大変反省しており、始末書等も添付されておりますので、調査の結果は、5項、6項、7項につきましては、農振地域からの除外に問題ないものと調査をしてみました。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。</p> |
| 議 | <p>長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> |
| 全議 | <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、5項、6項、7項は農用地区域から除外することに異議のないも</p> |

| | | |
|------------------|-------------|---|
| | | のと決定をいたします。 |
| 議 5 | 長 番 | 次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 5番、橋本です。8項について、報告します。この案件は自己住宅建築に伴う農振除外の申請です。 この案件については、平塚委員、内山、宮内推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は鹿嶋市在住の20歳代の公務員の夫婦です。申請事由は子育て、介護等のことから、市内青沼在住の祖母の所有の畑、面積861㎡のうち、427.5㎡です。周辺農地には、影響がないものとして許可相当が妥当と思われます。皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。 |
| 議 全 員 議 | 長 員 長 | 調査の結果は、許可相当であろうということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。 ここで、暫時休憩といたしたいと思います。 |
| | | (休憩) 午後 3時52分～午後 4時00分 |
| 議 | 長 | (議案第14号) 会議のほう、再開したいと思います。 |
| 事 務 局 | | 議案第14号 令和5年度行方市農業労賃及び賃借料情報についての件を議題といたします。 事務局より説明願います。 議案第14号 令和5年度行方市農業労賃及び賃借料情報について。下記のとおり提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。 こちらは先月の1月25日に開催しました農政部会の中で、近隣自治体の状況を見ながら検討いたしまして、作成いたしました。内容につきましては、ご覧いただきたいと思います。この後、4月の市報と併せて全戸配布する予定でいます。以上です。 |
| 議 1 3 番 | 長 番 | 農業労賃及び賃借料情報につきましては、1月の農政部会において検討された結果を小沼農政部会長より説明を願います。 農業労賃及び賃借料情報について、1月25日に開催しました農政部会の中で近隣の状況を見ながら検討し、案を作成しました。 農業労賃の変更点は、一般農作業賃金を、最低賃金が引き上げられました事に合わせて、去年が7,200円だったものを300円引き上げ7,500円としました。なお、動力持込み作業賃金につきましては、資材、燃料等の高騰に沿い、検討すべき協議はしたが、物価の価格が安価で推移している状況のため、委託者と耕作 |

| | |
|-------|---|
| | <p>者の賃金バランスを考慮し、価格を据え置くことに協議がまとまりました。</p> <p>賃借料情報につきましては、令和4年1月から12月までの賃借料のデータに基づいて平均したもので、それぞれ10a当たり田が1万2,440円、畑が9,510円となりました。</p> <p>以上、農政部会の協議結果を報告します。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>小沼農政部長、説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明に対する審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> |
| 全 員 | <p>異議なし。(全員一致)</p> |
| 全 議 長 | <p>それでは、異議なしと認め、令和5年度行方市農業労賃及び賃借料情報については原案のとおり決定をいたします。</p> |
| | <p>(議案第15号)</p> |
| 議 長 | <p>議案第15号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第15号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について。下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 高塚利英。</p> <p>別紙、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。</p> <p>茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。</p> <p>2枚目、総括表でご説明いたします。</p> <p>新規設定、田が10件、45筆、59,289㎡、畑が2件、3筆、14,067㎡、合計で12件、48筆、73,356㎡となります。</p> <p>次のページ、集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認くださいと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> |
| 全 員 | <p>異議なし。(全員一致)</p> |
| 全 議 長 | <p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定をいたします。</p> |
| | <p>(議案第16号)</p> |
| 議 長 | <p>議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 高塚利英。</p> <p>別紙、資料ナンバー4をご覧くださいと思います。</p> <p>令和5年2月3日付で行方市長より行方市農業委員会会長宛てに農用地利用配分計</p> |

画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなりまして、計画案が49筆、76,356㎡となります。詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第15号の農用地利用集積計画と本計画案の決定は同時施行となります。これにより農地中間管理権を得た中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（議案第17号）

議長 議案第17号 行方市農業委員会個人情報保護条例施行規程の廃止についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第17号 行方市農業委員会個人情報保護条例施行規程の廃止について下記のとおり提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

下記に、廃止理由ということで、記載させていただきましたが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、令和5年4月1日から国及び地方公共団体の個人情報保護制度が一元化、新法の規定が適用されます。これに伴いまして、現行の行方市個人情報の保護に関する条例が廃止され、新法の施行に関し、必要な事項について定める法施行条例を市のほうで制定することから、現行条例に基づき定められている当該規程については、廃止を行うことになりました。

新しい規程につきましては、市が制定する新たな条例の中で、農業委員会も盛り込まれる予定ですので、今回は廃止のみということになります。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、行方市農業委員会個人情報保護条例施行規程の廃止については原案のとおり承認いたします。

（議案第18号）

議長 議案第18号 農地法第3条第2項第5項の規定による下限面積（別段面積）の廃止についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第18号 農地法第3条第2項第5項の規定による下限面積（別段面積）の廃止について下記のとおり提案する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

令和5年4月1日より農地法第3条第2項第5号の規定が廃止され、平成30年10月25日付行方市農業委員会告示第1号で告示しました農地法第3条下限面積（別段面積）については、効力を失うため、令和5年3月31日をもって廃止する

| | | |
|------------------|------------------|--|
| | | こととなります。以上です。 |
| 議 1 議 | 長 9 番 長 | 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。清水委員。 この廃止に反対というわけではございませんので、暫時休憩、お願いいたします。 それでは、暫時休憩いたします。 |
| | | (休憩) 午後 4時13分～午後 4時20分 |
| 議 全 議 | 長 員 長 | それでは、再開をいたします。 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、農地法第3条第2項第5項の規定による下限面積(別段面積)の 廃止については提案のとおり承認いたします。 |
| 議 事 務 局 | 長 | (報告第8号) 次に、報告案件に入ります。 報告第8号 農地パトロール(許可後の実施状況)の結果についての件を議題とい たします。事務局より説明願います。 事務局 報告第8号 農地パトロール(許可後の実施状況)の結果について。下記のとおり 報告する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 別紙資料、ナンバー5のほうをご覧くださいと思います。 許可後の実施状況ということで、令和3年度に転用許可を受けた者で、完了届出が 出てない者、また、令和3年度に実施しましたパトロールでまだ完了していない案 件につきまして、2月6日から8日にかけて、各地区において農地パトロールを実 施していただき、結果のほうをまとめたものでございます。ご確認いただければと 思います。 |
| 議 5 番 | 長 番 | 農地パトロールにつきましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでした。 ここで各地区代表の方より報告をいただきたいと思います。 まず、麻生地区は5番、橋本委員より報告をお願いいたします。 5番、橋本です。麻生地区の農地パトロールの調査結果について報告いたします。 調査は2月6日に実施いたしました。今回の調査件数は24か所、4条が3か所、 5条が20か所、営農型太陽光発電が1か所でした。実施の状況ですが、目的どお り工事が完了している件数が14か所、工事中が2か所、未着手が8カ所ござい ます。未着手の8か所の内訳につきましては、すべて5条案件になります。以上、 麻生地区の報告を終わりにします。以上です。 |
| 議 1 1 番 | 長 番 | ありがとうございます。 次に、玉造地区は、11番、風間農地部会長代理より報告をお願いいたします。 11番、風間です。玉造地区の農地パトロールの調査結果について報告をいたしま す。 調査は2月8日に実施いたしました。今回の調査件数は25か所で、内訳として、 4条が3か所、5条が18か所、農地改良が2か所です。営農型太陽光発電が2か |

所でした。実施状況ですが、目的どおり工事が完了している件数が17か所、工事中が3か所、未着手が5か所でございます。未着手の5か所の内訳につきましては、全て5条案件になります。以上、玉造地区の報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

1 2 番 続いて、北浦地区の報告を、12番、根本農地部会長よりお願いいたします。

1 2 番 12番、根本です。北浦地区の農地パトロールの調査結果について報告をいたします。

調査は2月7日に実施いたしました。今回の調査件数は18か所で、内訳として、4条が2か所、5条が6か所、営農型太陽光発電が10か所でした。実施状況ですが、目的どおり工事が完了している件数が17か所、未着手が1か所でございます。未着手の1か所につきましては、4条案件であります。以上、北浦地区の報告を終わります。

委員の皆様にはお忙しいところ、農地パトロール大変ご苦労さまでした。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それぞれ代表委員より報告がありましたが、今後とも皆様、ご指導をよろしくお願いいたします。

(報告第9号) (報告第10号) (報告第11号) (報告第12号)
(報告第13号)

議長 次に、報告第9号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第13号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います

事務局 報告第9号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について。下記のとおり報告する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 高塚利英 農地中間管理機構の特例事業の用に資するため、所有権の移動があった一覧となります。案件につきましては、2項となります。ご確認くださいと思います。

続きまして、報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。下記のとおり報告する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 高塚利英。

こちらは相続により所有権を取得された届出の一覧となります。案件につきましては第1項から第3項までとなります。こちらもご確認くださいと思います。

続きまして、報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について。下記のとおり報告する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 高塚利英。

別紙資料ナンバー6をご確認いただきたいと思います。農地所有適格法人は毎事業年度終了後3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないこ

ととなっております。今回は1月11日から2月10日までの1か月間に報告書の提出をいただいたものにつきまして、報告いたします。今回は1法人から報告がありました。農地所有適格法人は主に3つの要件がありまして、法人体系要件、農業の事業要件、構成員の議決権要件、役員の常時要件がありますが、今回提出のありました法人につきましては、こちらの4つの要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

続きまして、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。下記のとおり報告する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

こちらは合意解約により賃貸権を解約した通知があった一覧となります。第1項から第14項までとなります。

続きまして、報告第13号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について。下記のとおり報告する。令和5年2月27日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

こちらは1月に提出いただきました委員、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿を集計したものととなります。こちらも確認をいただきたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 4時29分

議長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第2回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

